

牟田事務所 許可可通信

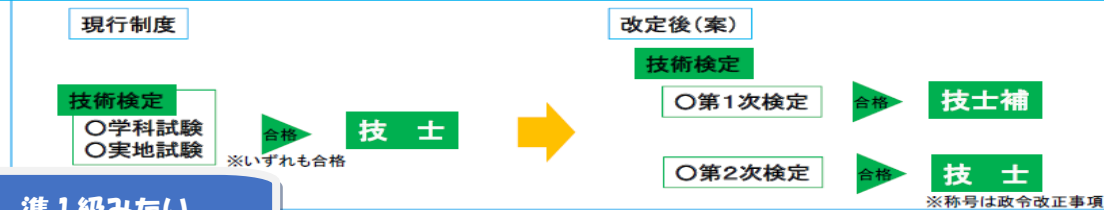
〒456-0031 名古屋市熱田区神宮三丁目 9 番 14 号 ☎ (052) 681-6006 2019.09

【建設】 【運送】 【産廃】 【風営】

★建設業★ 新たな資格「**技士補**」の育成！

監理技術者を補佐する役職として「技士補」の資格を創設することになります。必要なことは施工管理技士試験の「学科試験（1次試験）の合格」のみ！更に学科試験の受験に必要な実務経験も見直しが行われるので、難関の1級施行管理技士を目指して、短期間でキャリアアップができるかもしれません。施行は2021年4月となる見通しです。

技士補制度の創設

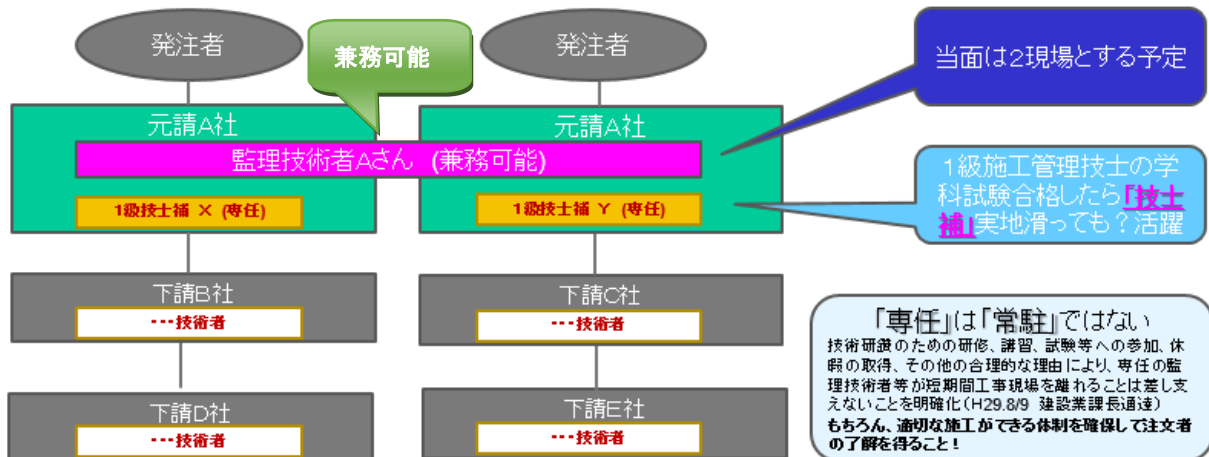


準1級みたい

～どの様な資格なの？ ギシホ～

請負代金の額が3,500万円（建築一式工事にあつては7,000万円）以上である場合、「監理技術者は現場に専任」ですが、1級施行管理技士の学科試験に合格している1級技士補を専任することで2つの現場で監理技術者となることができます。

施主から直接…下請への合計3,500万円 民間住宅以外ほとんど「専任」



～実務経験の見直し～

施行後は2級施行管理技士の方は、1級施行管理技士の学科試験を実務経験無しで直ぐに受験できるようになります。2級受験で培った知識に1級の知識を上乗せできるので1次試験の勉強もスムーズになり合格率もアップ！合格のための予備校もご紹介しますよ 【小泉】

9月は内部監査月間！

★運送業★ ～10月は監査強化月間～

10月1日～10月31日まで貨物自動車運送事業者に対して集中監査が行われます。

【集中監査対象事業者】

- ① 都道府県公安委員会、労働局等から通報のあった事業者
労働基準監督署の**臨検(立入検査)**で**時間・休日について指導**があった場合は要注意！！
- ② 地方貨物自動車運送事業自動車運送適正化事業実施機関による巡回指導の結果報告により、法令違反の疑いがある事業者
巡回指導の**結果判定がDやE**の場合は要注意！！
- ③ 事故や苦情から法令違反の疑いがある事業者
事故報告した場合も要注意！！(速報事案の場合は随時監査ですね)
運転手さんが警察に捕まった時も警察から運輸支局に連絡が行きます(°Д°)
- ④ 新規許可した事業者のうち監査を実施していない事業者
- ⑤ 長期間監査を実施していない事業者
実際はこれが一番多い！！しばらく来てないなというところは**要注意**です！！

心配な方は牟田事務所 田口へ

【重点項目】

- ① 点呼の確実な実施（睡眠不足の確認、アルコール検知器の保守管理等）
- ② 運転者の勤務時間及び乗務時間に係る告示の遵守状況
- ③ 健康保険、厚生年金保険、労災保険、雇用保険の加入状況
- ④ 健康診断、適性診断の受診状況
- ⑤ 運転者に対する指導監督の実施状況
- ⑥ 運送約款に係る運賃・料金の届出や、許可申請の有無
- ⑦ 運行管理者・整備管理者講習の受講状況
- ⑧ 車両の点検・整備の実施状況

朝9時頃に
「運輸局 監査課です」

聞いていませんけど

監査は突然やって来ます。

監査が来て慌てる前に事前に確認をしておきましょう！

～左折事故防止へ警報装置 大型トラックに～

国交省は、8トンを超す大型トラックを対象として、自転車などが側面に接近したことを運転者に知らせる警報装置の取り付けを義務化する方針を固めました。左折時の巻き込み事故を防ぐ狙いで、令和4年1月以降の新車はや、モデルチェンジされる車種から適用する予定です。

すでに装着しているメーカーもありますが、性能などの国際基準が11月に発効する見込みとなったことを踏まえたものです。3年以前から販売されている車種は、令和6年1月以降の継続生産分を対象とする方針です。

警報装置は、トラックが時速30キロ以下で走行中、左側を走る自転車などを検知、左折すると衝突の恐れがある場合に、警報音を鳴らしたり、車内のランプを光らせたりして運転手に気付かせるそうです。一度乗って、ではなく載せていただいて試したいですね。【田口】

★産廃業★

～廃プラの一時保管量を2倍に～

世界的な廃プラ受け入れ規制の広がりを受け、環境省は国内の産業廃棄物処理業者が一時的に保管できるプラスチックごみ（廃プラ）の上限を従来の2倍に引き上げる方針を打ち出しました。

現在、廃プラの保管量は「産廃業者が1日あたりに処理できる量の×14日分」までと決められていますが、これを自治体の認定を受けた業者に限っては2倍の**28日分**の保管をできるようにするというのが今回の計画。保管量の上限を引き上げ、処理しきれない廃プラの不法投棄を防ぐための試みです。

行き場のない「廃プラ」に
苦肉の策

廃プラスチックの保管量

【現行】日の処理量 × 14日分

【改正後】日の処理量 × 28日分 ←約1カ月分の保管が可能に！

これまで年間100トン以上の廃プラが海外へ輸出されてきましたが、2017年の中国の輸入禁止措置を発端に各国で受け入れ規制の動きが進み、国内で行き場をなくしたプラスチックごみの保管量が逼迫する状況が続いています。

環境省が3月に実施した調査によると、12.3%の自治体が上限を上回る量の廃プラを保管する処理業者を確認。これを受け、5月には産廃業者から出る廃プラの処理を、家庭ごみの焼却を担う自治体へ協力を求める通知を出したばかり。そこへ、今回の廃プラ保管上限量の引き上げの導入。焼却につづいて、野積みを増やす…まさに待ったなしの状況ですね。

ただし、保管量だけを増やしても、国内での廃プラの処理能力がまだまだ追いついておらず処理を先送りするだけの一時しのぎでしかありません。

環境省は19年度の廃プラ処理関連の予算を前年度の6倍に増やすなど、事業者の処理能力の増強も支援していますが、体制が整うまでには2年程度はかかると見込んでおり、その間の廃プラの処理については以前課題を抱えたままなのが現状です。

保管量の拡大に必要となる廃棄物処理に関する規制の一部改正については、7月末にようやく意見公募が終わり、8月末の施行を目指して進められています。行き場のないプラスチック問題、一刻も早い施行が望まれます！

牟田事務所では今後も制度の動向を注視し、皆様に情報提供していきます☆彡 【白木】



○ながら運転厳罰化 12 月施行○

スマホながら運転に対する行政処分は、12月施行の改正道交法で厳罰化されます。

スマホ等の無線通話装置や画像表示用装置の使用に関する罰則は2通りあります。

一つはスマホ等の使用によって道路における交通の危険を生じさせた場合の“携帯電話使用等違反（交通の危険）”、

もうひとつは交通の危険には及ばない単純な使用の場合の“携帯電話使用等違反（保持）”。

“**交通の危険**”とは、例えば他の違反（信号無視、一時停止無視等）や交通事故などを指します。

“**保持**”とは、走行中にスマホ等を手に持った状態で行われる「通話」、「メール」、「その他操作」、「ディスプレイの注視」などの行為を含めたものが該当します。

「走行中に携帯(スマホ)をもってディスプレイを見つめたら10万円！」と言うことですね!!!

従来の罰則

携帯電話使用等違反（交通の危険）

→ 3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金
あるいは反則金9,000円+違反点数2点

携帯電話使用等違反（保持）

→ 5万円以下の罰金あるいは反則金6,000円+違反点数1点

法改正後

携帯電話使用等違反（交通の危険）

→ 1年以下の懲役または30万円以下の罰金（反則金を廃止し刑事手続）+違反点数6点

携帯電話使用等違反（保持）

→ 6月以下の懲役または10万円以下の罰金+違反点数3点

※反則金は普通車の場合です

警察は「ながら運転の危険性が高いからこそこの厳罰化だ。危険性を改めて認識し、故意に前を見ないような運転は絶対にしないでほしい」と呼び掛けています。アツリマエですよ！

～2020年自動ブレーキ義務化～

自動ブレーキの義務化が日本とEU40ヶ国の国や地域で2020年から採用される見通しです。これまで大型のバスやトラックのみに標準搭載が義務付けられていましたが、普通車にも搭載義務が生じます。自動ブレーキの義務化が採択されると、国土交通省で定める基準に各メーカーが統一することになるでしょう。

自動ブレーキ標準搭載車は新車のみ？中古車に後付けできる？

現状では自動ブレーキの後付けはできません。ですが、似たような安全機能を後からつけることは可能です。

後付けできるものとしては接近を察知して警報を鳴らす警報システムがあります。

自動ブレーキが搭載されていない車に乗る高齢者には、便利なアイテムではないでしょうか。というか、高齢者が乗る場合は「自動ブレーキ」搭載車に限る！って法制化して欲しいです。